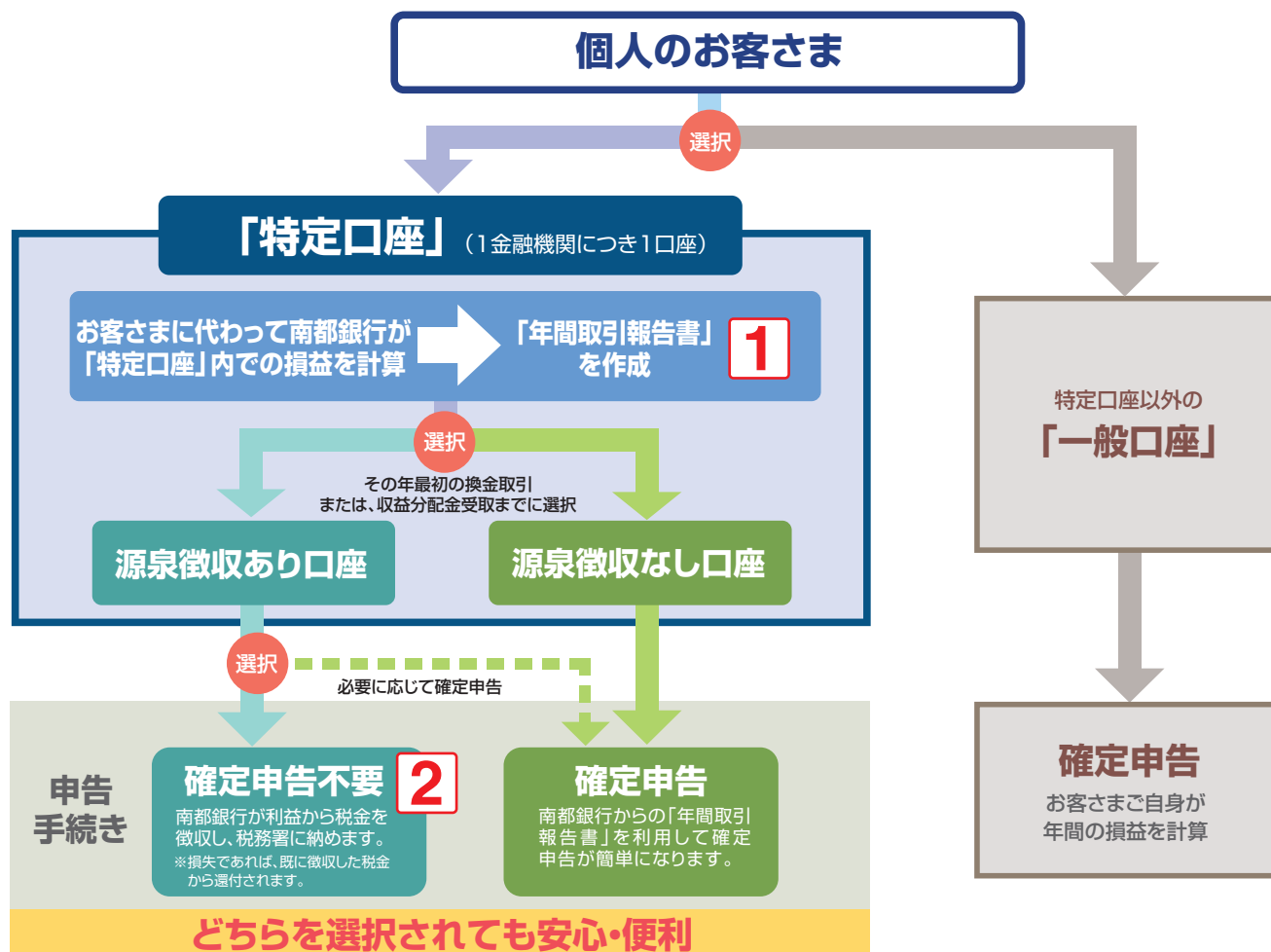


**特定口座とは** 国内公募株式投資信託の換金取引内容の記録や税金計算など、確定申告の際の面倒な手間を省き、お客さまの譲渡所得・配当所得等の管理にかかるご負担を軽減できる仕組みです。

## 「特定口座」と「一般口座」の違い

「特定口座」と「一般口座」では、国内公募株式投資信託の換金などで損益が生じた場合の申告・納税は次のようになります。



## 特定口座のメリット

**1** 南都銀行がお客さまに代わって損益等を計算し、「年間取引報告書」を作成しますので、**確定申告が簡単になります。**

■「特定口座」でのお取引について、お客さまに代わって換金損益等の計算を行い、翌年1月末までに「年間取引報告書」にまとめてご案内いたします。

⇒お客さまは、「年間取引報告書」をご利用いただくことで、煩雑な確定申告の準備(損益の計算など)が軽減されます。

なお、「源泉徴収あり口座」をご選択し、上場株式等の配当等の受入れを申込まれる場合は、収益分配金も「年間取引報告書」に記載します。

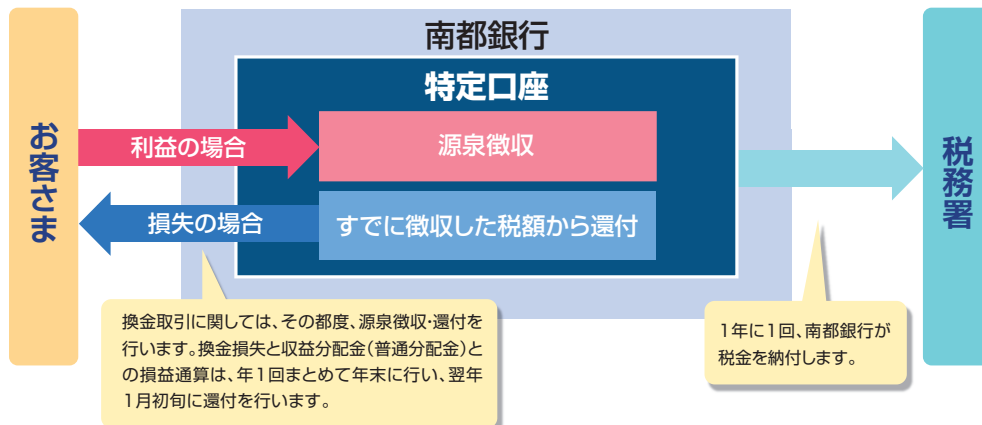
■一般口座や他の金融機関の特定口座でお取引されている国内公募株式投資信託、上場株式等の換金損益等と損益通算を行う場合、損失の繰越控除などにも「年間取引報告書」をご利用いただけますと、確定申告の際に便利です。

**2** 「源泉徴収あり口座」をご選択される場合、原則、**確定申告が不要となります。**

**1** 「源泉徴収あり口座」をご選択される場合、換金取引の都度、年初からの損益を通算し、利益であれば所得税と住民税を源泉徴収し、損失であればすでに徴収した税額から還付します。

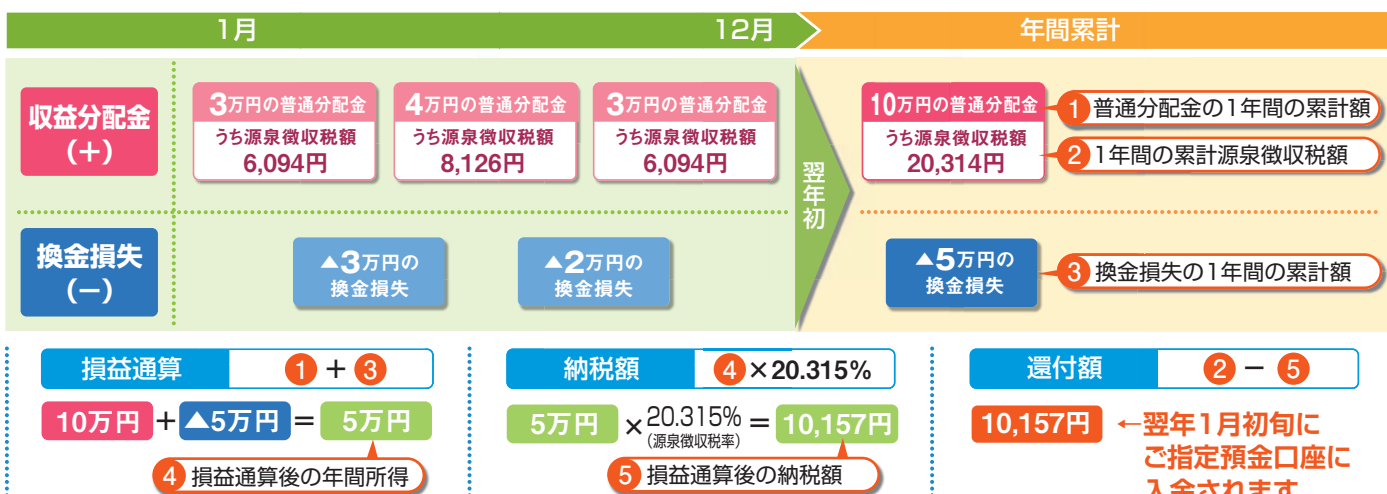
**2** 「源泉徴収あり口座」をご選択され、上場株式等の配当等の受入れを申込まれる場合、年1回まとめて年末に換金損失と収益分配金(普通分配金)との損益通算を行い、翌年1月初旬にすでに徴収した税額から還付します。

## 1 源泉徴収の仕組み



※「源泉徴収なし口座」をご選択された場合や、「源泉徴収あり口座」をご選択され、上場株式等の配当等の受入れを申込みない場合、換金損益と収益分配金(普通分配金)との損益通算は行いません。  
「源泉徴収あり口座」をご選択後も、確定申告を行うことで、一般口座や他の金融機関の特定口座との損益通算、損失の繰越控除を行うことができます。

## 2 損益通算の例



## 国内公募株式投資信託の税制の概要について

**ポイント 1** 国内公募株式投資信託の換金(解約・償還)利益、収益分配金(普通分配金)に対する税率は、平成26年1月1日から平成49年12月31日まで20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%)です。

**ポイント 2** 国内公募株式投資信託の換金(解約・償還)損失は、収益分配金(普通分配金)と損益通算を行うことができます。<sup>※1</sup>  
また、国内公募株式投資信託にかかる損失は、他の国内公募株式投資信託や上場株式等にかかる損益と損益通算することができます。<sup>※2</sup>

※1. 換金損失と収益分配金(普通分配金)との損益通算を行う場合、確定申告が必要となります。なお、特定口座「源泉徴収あり口座」をご選択され、上場株式等の配当等の受入れを申込みれる場合は、原則、確定申告は不要です。

※2. 一般口座や他の金融機関の特定口座との間で損益通算をする場合、確定申告が必要となります。

**ポイント 3** 国内公募株式投資信託にかかる損失は、確定申告を行うことで、翌年以降3年間の繰越控除が可能です。

※繰越控除の適用を受けるためには、換金損失が生じた年の分から繰越控除を受ける年の分まで、毎年必ず確定申告を行う必要があります。

※確定申告によって税金の還付が受けられる場合でも、国民健康保険料や配偶者の方の申告にかかる配偶者控除などに影響がでる場合があります。詳しくは、税務署、税理士等の専門家にご相談ください。



## 〈ナント〉特定口座のお申込みに必要な書類

### 1. 本人確認書類

- 運転免許証 ●各種健康保険証 ●各種年金手帳 など

(有効期限の定めのあるものは有効期限内のものを、有効期限に定めのないものは6ヶ月以内に作成されたものをご用意下さい。)

※南都銀行とのお取引開始等の際に、既にご本人確認書類をご提出いただいている場合でも、特定口座のお申込みに際しては、法令の定めにより改めて本人確認書類のご提出が必要となります。



### 2. 投資信託口座のお届け印

特定口座開設によるお客さまの費用の負担はありません。

## ご留意事項

- 特定口座の開設は、個人のお客さまでかつ、居住者の方のみとなります。
- 特定口座は、南都銀行において1口座のみのご開設とさせていただきます。
- 南都銀行の特定口座でお預りできるのは、南都銀行で新規にご購入いただいた国内公募株式投資信託に限ります。上場株式、上場投資信託、外国株式投資信託等はお預りできません。公社債投資信託は特定口座の対象外となっておりますが、特定口座とした投資信託受益権振替決済口座でそのまま一般口座取引としてお預りできます。  
なお、すでに一般口座で保有している銘柄を特定口座に組入れることはできません。  
また、同一の銘柄について一般口座での受入れと特定口座での受入れの混在はできません。
- 特定口座開設後の国内公募株式投資信託のご購入については、原則として特定口座でのお取引とします。
- 特定口座での損益や税額計算は、受渡日が基準日となります(年初第1営業日から年末最終営業日が受渡日となるお取引が対象となります)。また、特定口座の開設日より前および廃止日以降のお取引は「年間取引報告書」には記載されません。
- 特定口座における源泉徴収方法の変更は、その年の最初の分配金受取と換金取引のいずれか早い日までに行う必要があり、それ以降は年内の変更はできません。
- 特定口座のお取引については、税法の規定に基づき、「年間取引報告書」により所轄の税務署にご報告いたします。

特定口座でご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

※当資料は、平成27年4月現在の税制に基づき作成したものであり、今後税制改正等に伴い内容が変更となる場合がございます。

※当資料は、投資勧誘を目的とするものではありません。特定口座や国内公募株式投資信託の税制の概要について説明するために南都銀行が作成したものです。税金等具体的な内容につきましては、お近くの税務署、税理士等の専門家にご相談ください。